

自主的融和団体・高知県自治団の軌跡

吉田文茂

要約

1927年に結成されたと考えられる高知県自治団は、団長の植村省馬を中心にしながら部落差別撤廃を旗印に掲げ、「内」には覚醒を「外」には融和を求める運動を展開していった。各界「名士」の賛同を得つつも、「官」から財政援助を受けることなく、最初から最後まで、在野の自主的融和団体であり続けた。また、官製融和団体の高知県公道会や高知県水平社とは一定の距離を保ちつつ、自主的な活動を展開するが、高知県水平社の活動が停滞していくなかで、高知県自治団は水平運動家の活動の場の受け皿ともなった。ただ、財政面では活動資金の大半を植村省馬個人に依存していたため、財政難と植村の県外への転出によって高知県自治団の活動は数年で終了することになる。

はじめに

1920年代の地方融和運動についてはこれまでも一定の研究の蓄積があるが、その多くはのちの官製融和団体につながる系譜の団体に関する研究であり、在野の融和団体でかつ全県的な融和団体についての研究はほとんど見られない⁽¹⁾。あるのは、福岡県旧京都郡地方で結成された自治正義団と広島県の人間社についての研究くらいである⁽²⁾。自治正義団については水平社という名称こそ使用していないものの、融和団体でありながら水平社との類似性を備えた自主的な部落解放運動として展開されており、朝治武はこの自治正義団を「独立系水平社」と呼んで高く評価した⁽³⁾。また、人間社も官製の広島県共鳴会とは別組織の自主的融和団体であるが、朝治は「人類愛と国民の反省を掲げ、部落民による穏健な部落差別撤廃の道を探ろうとした」とその独自性に注目し、守安敏司は「山本が起草した宣言、決議、さらに人間社という組織名称には、一目瞭然、全水創立宣言の影響がうかがわれる」と人間社と全国水平社との類似

性に言及している⁽⁴⁾。

本稿の検討対象である高知県自治団は自治正義団や人間社ほど水平社への親近性はないものの、水平運動や融和運動から相対的に自立しつつ、一貫して在野で独自の部落差別撤廃運動を展開した。高知県自治団は「外」には「融和」を「内」には「覚醒」を求める「新文化運動」を展開していったが、そこで注目されるのは、水平運動や融和運動との距離の取り方であった。団長の植村省馬は高知県水平社大会で差別糾弾闘争の提案をおこなう一方、高知県公道会の融和デーのとりくみにも積極的に参加するなど、一方では水平社や官製融和団体と連携を保ちつつ、時には距離を置きながら独自の運動を展開していった。また、高知県自治団に結集した人びとのなかには水平社の活動家も数多く見られるとともに、高知県公道会の評議員をつとめる人びとも出てくるなど、高知県における部落解放運動史において重要な役割を果たしてきた。このような高知県自治団の活動の全体像を明らかにしていくことが本稿のねらいである。そして、全体像を明らかにしていくなかで、高

高知自治団に結集した人びと、とりわけ団長植村省馬の思想的傾向に注目しつつ、高知県自治団の性格規定をもおこなっていきたく考える。

これまでの植村省馬と高知県自治団に関する研究（以下、植村省馬は省馬、高知県自治団は自治団と略す）としては、橋詰延寿⁽⁵⁾と熊沢徹郎⁽⁶⁾の研究があり、資料集として『植村省馬資料集』⁽⁷⁾がある。橋詰の執筆した『植村省馬翁』は省馬と親交のあった^{おろしべ}嵐辺寿太郎（戦後は部落解放同盟高知県連合会委員長をつとめる）の提案によって当時の部落解放団体のひとつであった高知県友愛会が刊行を決定し、民俗学者で高知県友愛会幹部の橋詰延寿がまとめた102頁の冊子である。省馬所有の資料を活用し、さらに省馬と親交のあった人びとの思い出を挿入して、省馬の生涯を概括的に記しており、この小冊子によって省馬の一通りの生涯を知ることができる。また、省馬がどのような人柄であったのかという、省馬の人間像を理解しやすい文章にもなっている⁽⁸⁾。

熊沢論文は、省馬の生涯を丁寧にたどった唯一の労作である。熊沢は、省馬のかかわった運動に対する評価として、「省馬の部落解放運動は、いわゆる改善運動を融和運動に発展させたもので、体制内から一步も出ることはなかった。その限りでは、真の部落解放運動であったとは言えない」としつつも、「見方を変えれば、民主主義が抑圧されていた時代であって、その状況に即応し、体制内に入ることによって、差別解消の課題である教育・仕事保障等の実現を引き出すことに一定の成果を収めることができた」とその意義を強調している。ただ、橋詰、熊沢ともにどちらかと言えば植村の人物像を描くことに重きを置いており、本稿が考察の対象とする高知県自治団に関する記述や考察が必ずしも多いとはいえない。

『植村省馬資料集』は高知県教育センター同和教育研究部が日高村の省馬の廃屋に残されていた遺品⁽⁹⁾を整理し、主だった資料を盛り込んで刊行した580頁におよぶ大部の資料集である。日高村の出版援助によって刊行が実現しているが、主だった資料はほとんど網羅されているので、基本的にはこの資料集によって省馬の全体像の把握が可能になったといえる。しかし、資料集を活用しての植村省馬に関する研究はほとんど進展していないのが現状である。そこで、この資料集をベースにしつつ、高知市立自由民権記念館所蔵の資料もあわせて利用しながら、高知県自治団の全体像を明らかにすることにつとめたい。

1 高知県自治団創立に至るまで

『高知県人名事典（新版）』（高知新聞社、1999年）に植村省馬の項目はあるが、生年月日をはじめ、誤りが随所に見受けられる。省馬の生涯とその人物像については別に記した⁽¹⁰⁾ので、詳細はそれに譲るとして、ここでは自治団設立までの流れを簡単にみておきたい。

1887年2月7日、高知県高岡郡日下村（現日高村）の被差別部落に生まれた省馬は8歳で小学校に入学し、12歳で卒業する。小学校卒業後は馬の散髪などに従事し賃金を得たりするも、小学校時代に覚えたと言われる賭博に熱中し、「世に言う『飲む、打つ、買う』の三拍子揃った不良」⁽¹¹⁾となるのに時間はかからなかったとされる。ところが、高利貸しから侮蔑のまなざしを受けたことを契機に生まれ変わったように自らの行動を改めるとともに、自己の生まれ育った被差別部落の生活や風習の改善にも着手し、夜学会をおこして部落の教養の向上につとめた功績により、模範青年として表彰されるまでになる。

地元の日下村で一定の実績をあげた省馬は1918年1月には、高知市本町筋2丁目において武道具商を経営するようになる。そこでは、武道具の製作と修理をおこなうが、繁盛したものと見え、かなりの金額の蓄財ができたため、1923年6月2日、本願寺高知別院内の一室に授産事業として高知洋服裁縫学院を設立し、部落の青年男女に無料で裁縫技術を教えるようになる。設立を思い立ったきっかけは、被差別部落には「適当ナル職業ヲ得ナイガ為ニ放縦怠惰ニ陥リ或ハ下劣ナル職業ニ就事シテ品位ヲ失墜シ世ノ擯斥ヲ受ケル者ガ沢山アリマス」との現状認識のもと、部落改善を推し進めるためには「適当ナル職業ヲ授ケル道ヲ講ジ」ることが根本であると考え至ったことによる。そこで、洋服裁縫学院を設立して「洋服裁縫ノ業ヲ彼等ニ授ケ将来産ヲ興シ品位ノ向上ヲ図リ同胞相愛ノ実ヲ取メル」ことをめざそうとしたのである¹³⁾。

しかし、無料で授産事業を実施したこともあって、財政はつねに逼迫し、設立直後から洋服裁縫学院は経営困難に陥る。省馬は経営難に陥った洋服裁縫学院の立て直しのため、篤志家からの援助を期待して高知洋服裁縫学院後援会を設立するなど、外部からの資金援助によって洋服裁縫学院の存続を図ろうとする。また、洋服裁縫学院を授産事業の場とするだけでなく、「外」へ事業を拡大することにより、行き詰まりを打開しようとした。すなわち、1925年7月、洋服裁縫学院の趣意書を新たに作成しなおして、財政的支援を継続して訴えるとともに、洋服裁縫学院の組織および事業の一部変更をおこなったのである¹⁴⁾。その新たな趣意書には「部落出身ノ子弟ハ兎角出入頻繁ニシテ所期ノ成績ヲ拳グル能ハズ從テ相当ノ技能ヲ修得セルモノ僅々二三名ニ過ギス且又学院ノ経営資金ニ多大ノ経費ヲ要シ之ガ維持頗ル困難ノ状態ニ陥リ」と洋服裁縫学院の財政の逼迫と技能取得者の僅

少という現状を記しながら、「今回国民精神作興上最モ有益ナル活動写真ヲ購入」して、「一般民衆ノ観覽ニ供シ」、「社会教化ノ為ニ奉仕スル」という新たな事業の実施も盛り込んだのである。活動写真を利用しての講演会の開催は「社会教化」に貢献するだけでなく、同時にその収益金を洋服裁縫学院の経営費に充当できるといって、一石二鳥の打開策であった。ここにおいて、洋服裁縫学院はそれまでの授産事業一本やりの経営から「社会教化」のとりくみを重視するという一大転換を図ったのである。なお、趣意書には組織の改編については一言も触れられていないが、この時新たに社会部¹⁴⁾が設置され、「社会教化」部門を担当していくこととなる。

活動写真を利用した差別撤廃の講演会の様子は新聞紙上でもとりあげられ、高知市から西へ35kmほど離れた須崎町においておこなわれた洋服裁縫学院社会部主催の講演会は次のように報じられた¹⁵⁾。

差別撤廃／須崎の講演会

高知洋服裁縫学院社会部主催高岡郡役所、須崎警察署同町役場両学校両日刊支局後援の差別撤廃講演会は去る七日午後七時より劇場須崎座に於て開催された聴衆六百余名で院主植村省馬氏開会の辞に併せて所感を述べ続いて同社会部植村政吾同森岡深太諸氏及高岡郡書記平田寛須崎警察署山沖警部補等交々出で、熱弁を揮ひ其間余興の活動写真あつて頗る盛會を極めた

このように洋服裁縫学院の一事業として差別撤廃の講演会を開催するようになったが、省馬とともに行動した植村政吾は省馬の20歳違いの弟でのちに高知県青年融和連盟幹事長をつとめた人物である。また、森岡深太は1902年生まれで当時は高知県水平社の活動家でもあり、戦後

は部落解放高知県連合会の委員長をつとめる人物である。森岡は後年、「翁(省馬のこと…筆者)も秘書の山本正美⁶⁶が去つて秘書がなくその後へ私をと熱心に誘つてくれるので学院の社会部長になつたのです。24才でした」⁶⁷と、1924年から2年間、洋服裁縫学院社会部長として省馬のもとで映画を活用しての「社会教化」につとめていたと証言している。ただし、森岡が省馬のもとにいたのは2年ほどで、その後任は森岡と同じ弘岡中ノ村の国沢三郎がつとめるが、森岡の国沢評は「なかなか才智の利く男」⁶⁸であった。

ところで、その頃、省馬自身一度だけ高知県水平社の大会に協議題の提案者として参加している。1926年6月6日、高知市堀詰座において開催された高知県水平社連盟大会は、小説『南国』の差別糺弾を決議した大会であったが、そこで省馬は「縄田検事糺弾の件」の提案説明をおこなっている⁶⁹。省馬は借家を裁縫学院として使用していたのだが、留守中に他人に貸し出され、さらには学院の品物などが破壊されたので、そのことを裁判所に訴えたのである。

(ママ)
私は法律を以て解決せんと裁判所に告訴したのであるが其時縄田検事から呼出状を受けたので出頭して見ると非常に差別的な取扱を受け且つ原告の立場にある自分の言ふ事には耳を藉さず終に空しく帰宅したのである。後日今村県内務部長を訪問し事の顛末を述べた所山本検事正に紹介して貰ひ面会して見ると何か要求があれば要求を容れると云ふ事であるが決して暴力を以つて解決せんとするもので無いが為に兎に角縄田検事に再度面会して見ると総てを否認して仕舞つたものである

省馬の提案は「悲憤の拍手一斉に湧く、藤沢

氏の賛成演説あつて後日委員を選定して糺弾方法を講ずる事となつて可決確定」⁷⁰となり、後日、委員に国沢亀、国沢三郎、藤沢行俊、中山稻喜、西森鶴吉、森岡深太を選んで、検事局を訪問している⁷¹。

省馬と水平社とのかかわりを示す資料はこれのみであるが、省馬の周辺には高知県水平社の活動家が集まっていたし、省馬自身積極的に水平運動家の世話をおこなっていたのである。

2 高知県自治団の設立とその活動

『植村省馬翁』に次のような記述がある⁷²。

一方翁は部落自体の自治向上を期して大正13年3月14日の融和デーに自治団を結成した。

発会式場は市五丁目の翁の裁縫学院で、発会当日は来賓有志に中川節少将、山本義孝、井上櫻村、宮地久衛大佐、下元鹿之助、水野吉太郎、大西正幹、武田鹿雄等の諸氏があり、激励文を送つて来た有志に、一条実孝公、海軍大将野間口兼雄、元本県社会課長安積得也、坂本志魯雄の諸氏がある。

県下各地からの同志の来会60余名。当日遊説隊は東、西二班に分け、東班は佐喜浜まで、西班は中村町まで活動した。

団長は翁であり、別に嵐辺寿太郎、遊説部長に大黒敏周、書記長宮田実の諸氏である。なお全経費は翁自身が出したものである。

この記述がもとになっているのか、『植村省馬資料集』や熊沢前掲論文も自治団の結成を1924年3月14日とみなしてきた。ところが、自治団の活動を紹介した新聞記事はすべて1927年7月以降であつて、1924年から1926年にかけて

の自治団の活動を紹介する新聞記事はまったくなく、その活動を裏付ける資料も存在していない。一方、先にみたように1925年段階における差別撤廃運動の活動母体は洋服裁縫学院社会部であり、自治団ではない。さらに、1927年7月以降に散見される自治団の活動を紹介した新聞記事と自治団の「趣意書」を読んでいくと、自治団は1927年の段階で結成されたと理解するのが自然であるように思われる。ちょうど、高知県東部の安芸町において、自治団支部設立のための遊説をおこなった様子が新聞に報じられているが、そのなかに「今回高知県自治団組織につき高知市裁縫学院主植村省馬氏を創立委員長に推し幡多郡中村町融和会幹部⁽²²⁾ 嵐部寿太郎、吾川郡長浜村富永栄子、同郡弘岡中ノ村村会議員国沢三郎氏等創立委員となり各部落を歴訪し同胞間の諒解を求めし⁽²³⁾」という記述がある。省馬の肩書は「洋服裁縫学院主」であるが、その省馬が創立委員長となり、嵐部寿太郎や富永栄枝（宗範）、国沢三郎ら創立委員とともに各部落を歴訪したというのである。この新聞記事の記述が正確だとすると、自治団がすでに1924年に設立されていたとは考えにくく、27年7月もしくはその直前に組織されたと考えられるべきであろう。また、当時使用していたと思われる省馬の名刺に「高知県自治団創立委員長」と「高知県洋服裁縫学院主」の両方の肩書が入ったものがある。自治団創立委員長という肩書が使用されていることから、自治団創立間もない頃の名刺と考えられるが、その名刺に記された省馬の住所は「高知市上本町1丁目」である。ところが、省馬が上本町に引っ越すのは1926年ないしは1927年であることから、名刺が作成されたのはそれ以降ということになる。もしも1924年に高知県自治団が設立されたのであれば、それから2～3年経過した段階で作成された名刺に「創立委員長」とわざわざ「創立」という文字

を入れるのは甚だ疑問である⁽²⁴⁾。

また、「解放運動の戦線へ吾自治団は発足せんとして居る」ではじまる自治団の「趣意書」にも「此の昭和の新世界に恵まれた歳月を送ることの出来るのを感謝する」という一文が入っており、「趣意書」が自治団結成時に作成されたものと考えれば、自治団は「昭和」になってから設立された団体ということになる。

いずれにしても、1920年代に自治団が結成された時、すでに融和団体の高知県公道会が全県的な活動をすすめていた。にもかかわらず、あえて公道会に対抗するかのよう自治団を結成したという点こそが自治団の活動を見ていく時には重要である。「官」の公道会の活動に満足しているのなら、わざわざ自治団の結成をめざす必要はなく、せいぜいが町村単位での融和団体を結成すれば事足りるはずである。しかし、省馬はあえて「野」としての自治団の結成を企図したのであり、これは明らかに、公道会の活動に対する不満の意思表示のあらわれであった。

1927年以降に活動が開始される自治団は「趣意書」だけでなく、「綱領」や「決議」、「団則」を策定し、さらに「機関紙」も発行するなど、運動体として必要な体裁はほとんど整えていた⁽²⁵⁾。次にそれぞれの内容を見ていくが、自治団の結成の意図を記した「趣意書」から見ていくことにしたい。「趣意書」の全文は次のとおりである。

解放運動の戦線へ吾自治団は発足せんとして居るそは多大の期待の要求の中に黎明的曙光を凝視しつゝ、吾々が多大の期待と要求を持つと云へば世の多くの人達は猜疑の念を抱かれる筈である然し吾々同人の期待は此の昭和の新世界に恵まれた歳月を送ることの出来るのを感謝すると共に少しでも吾々

の人格向上を計り実際国民として恥しからぬ自治体の建設を計らんとする期待であり要求とはその収穫の果として得た更生的人格の教養に依り久しく因襲の牢として抜くべからざる溝渠の除去でありその新文化運動に自ら求めて苦患より脱れんとする悩める吾々(ママ)小数同胞に対し理解ある諸君の抱擁を得たいと要求して居るのである吾々は斯る見地からして先づ惰眠せる同人を覚醒せしめ共に相携て解放運動否此の新文化運動の一戦へ進むのが念願であるその中には懺悔運動もあり又局部転換もあり要は吾高知県民の提携と価値開拓の新文化運動である炬火高く揚る所に吾々の生命飛躍は表象せられ警鐘の反響する所に覚醒せる同人蹶起奮励がある斯して吾々の新しい生命が躍動する時は何等かその象徴となるものがなくてはならぬのである茲に吾々融和新報を発行し一方には両者の接近を計る唯一の機関としたい考へであるこれが龍頭蛇尾に終ることなかれと吾々は念願して居るがしかし識者諸賢の真の理解声援がなければそれは余りに悲しい旅路の出発となるであらう何卒愛育撫養の仁を以て御援助あられんことを希ふ尚融和運動の実を挙ぐべく私等は此の基礎工事をして自治団を健全なものに育んでやりたいそして人格的平等が認識せらるゝこそ吾等は自然に融和の実が結ばん事を信じて疑はない乞ふ来りて自治団に投ぜられ眠れる同胞を呼び起し然して啓蒙戦の第一線に立ちて相団結し共に人格的向上を期し以てこの新文化運動の徹底を図られんことを最終の美果を得んため最善を尽さうと誓ってゐる吾等は希ば大方諸賢何卒吾等の心裡を御洞察ありて県下の新文化運動に御声援あられん事を切に祈りて止まぬ次第である

「趣意書」には、なぜ自治団を結成しようとしたのか、その趣旨目的が示されているが、自治団結成にあたって強調されるのは「惰眠せる同人を覚醒」=被差別部落民の自覚であり、その自覚のうえにたった「高知県民の提携と価値開拓の新文化運動」であった。「趣意書」はそのことを繰り返し強調し、「自治団に投ぜられ眠れる同胞を呼び起し然して啓蒙戦の第一線に立ちて相団結し共に人格的向上を期し以てこの新文化運動の徹底を図られんこと」を熱望している。したがって、最初に内部の自覚、続いて外部への啓蒙啓発という流れで運動をすすめるようにしたのであり、新たに展開する自治団の運動を「新文化運動」と呼んだのである。

綱領は、「一、聖旨ノ普及徹底ヲ期シ熱烈至誠ノ全国的運動ヲ喚起ス」、「一、人類愛ノ真理ヲ把持シテ人生途上ノ罪惡ノ絶滅ヲ期ス」、「一、官民一致彼我提携以テ目的ノ貫徹ヲ期ス」の三項であるが、綱領の第一項は全国融和連盟の綱領の第一項「一、聖旨ノ普及徹底ヲ期シ純正ナル全国民的精神運動ヲ喚起ス」と類似しているし、自治正義団も「聖旨の徹底を期す」ことを綱領でうたっていた²⁶⁾。「聖旨ノ普及」は省馬にとって常に掲げられるべきスローガンであり、その後省馬が設立する団体の綱領や趣旨にも盛り込まれることが多く、1930年に設立された御聖旨奉賛会の場合はその名の通り、明治天皇や昭和天皇の勅語や勅諭、和歌などを援用して、「聖旨ノ普及」の実現を直接的にめざしていたほどである²⁷⁾。また、二項目の「人類愛」も水平運動の機関誌名にもなるほど頻繁に使用されている語である²⁸⁾。

決議は「一、溢ル、愛ヲ以テ絶対無抵抗主義ヲ信条トスルコト」、「一、無理解者ニ対シテハ合理的手段ニヨリ真ノ理解ヲ与ヘルコト」、「一、内部ノ自覚向上ヲ図リ外部ノ理解反省ヲ促シ依テ以テ徹底的改善ト解放ヲ期シ進メテ融和ノ実

現ヲ期スルコト」であり、「愛」の精神を基調とする考え方は、同愛会をはじめとする多くの融和団体に共通するものであった。また、第二項の「無理解者」は差別者も含むと考えられるが、それへの対応として「合理的手段」をとることをうたっている。「合理的手段」とは水平社による「差別糺弾」とは異なり、正当な手段として考えられており、差別事件が惹起した際には「合理的手段」による解決を図ろうとするのである。差別事件への自治団の具体的な対応の仕方については、あとで見ることにする。第三項では「徹底的改善ト解放ヲ期」すことをうたっており、単なる改善にとどまらない、一歩踏み込んだ強い意志が伝わってくる。

団則は自治団の規約に相当するものであるが、そこでは設立目的を「聖旨ノ趣旨ヲ奉戴シ自治ノ円満ナル発達ヲ期シ同胞愛ノ実ヲ挙げ人格ノ向上品性ノ陶冶思想ノ善導内容ノ充実ヲ図ル」ことと述べている。ここでも「聖旨ノ趣旨ノ奉戴」が含まれているが、注目したいのは第四条に示された自治団実施の事業が多岐にわたっていることである。「1、因襲的偏見ノ除去ニ努メ同胞相愛ノ觀念ヲ鼓吹スルコト」にはじまり、「2、融和促進ニ努ムルコト」、「3、各種改善解放運動ニ努ムルコト」、「4、教育ノ刷新改善ヲ期スルコト」、「5、各種講習会講演会活動写真等ヲ開催スルコト」、「6、雑誌パンフレット其ノ他各種印刷物ヲ発行スルコト」、「7、道場ヲ奨励シ武士的精神ヲ養成スルコト」、「8、婦人ノ礼儀作法其他職業ノ指導教養ニ努ムルコト」、「9、男女ニミシン裁縫ノ技能ヲ授クルコト」、「10、産婆、看護婦ノ養成ニ努ムルコト」、「11、労働者ノ需給ヲ円滑ナラシムコト」、「12、低利資金ヲ借入レ授産ノ道ヲ講ジ生活ノ安定ヲ計ルコト」と12項目にわたって掲げられた事業は、「内」なる精神的修養と「外」への融和宣伝にとどまらず、授産事業にかかわる項

目が数多く含まれている。自治団結成時点と思われる1927年の段階においても洋服裁縫学院での授産事業は継続しているので、本来授産事業は自治団の事業としては不要なはずであったが、団則においては授産事業も自治団の実施事業とみなしていたのである。これは行き詰まりつつあった洋服裁縫学院の将来的な縮小ないしは廃止を考慮に入れ、洋服裁縫学院の機能を自治団に持たそうと考えていたことの表れかもしれない。ただ、具体的に自治団が授産事業に取り組んだという記録はまったく残っていない。

自治団の内部組織としては、裁縫部と社会部を構成していたことが確認できるが、それ以外の部の存在も含めて、全体構成については不明な点が多い。また、自治団本部とともに、各地域に自治団支部の設置を試みており、安芸自治団が1927年7月10日に結成されたのを皮切りに、7月20日に^{なはり}奈半利自治団、7月28日に^{なぼえ}葉生自治団、7月29日に室戸町自治団、7月30日に^{ぎょうどう}行当自治団と高知県東部を中心に支部が続々と設置されていった。この自治団支部結成のための遊説のなかで、省馬は「私共の発起せる自治団は要するに部落同胞の内的改良=即ち内容の充実=に全力を傾倒することが其の眼目であつて、徒に形式に拘泥した従来^の或職業的の運動とは殆んど根本的に其の趣旨を異にするものである」と従来の「職業的の運動」とその趣旨が異なることを強調している⁹⁹。また、部落差別に関して具体的な事例を数件あげているが、民衆のなかの根強い差別意識は差別撤廃運動をおしすすめる省馬にとって活動の原点でもあった。差別事例として紹介されているのは、部落のなかで「産婆」の希望者がいないため、部落外の女性をリストアップしたものの、「頑冥なる因襲的感情の為に種々の支障を来し」て不調に終わってしまったことである。省馬はそれを「畢竟するに部落を軽蔑する旧思想の発作である」

として、「解放令」から50年以上経っていながら「旧思想」が人びとの間に強烈に浸み込んでいることを問題視する。また、何かトラブルが生じると、相手方に対して「穢多だ」と放言したり、部落へ出向く時に「これから穢多の所へ往く」と簡単に「穢多」という言葉を発することに対して、それを口にする人びとは「何れも部落を認めて居らぬ証拠である」と嘆息している。そして、「私共は誠心誠意部落の改善を目標とし茲に自治団を發起するものである」と内部改善に尽力することを誓いつつ、部落外の人びとに対しては「冀くば一般社会人は人類愛の上より内容の充実せざる部落に心より深甚の同情を寄せられ」んことを強く希求した。

自治団の会員は、正会員、特別会員、名誉会員の3種類に分けられ、「本団ノ趣旨ニ賛同シ入団シ又5円以上納付シタルモノ」が正会員で、特別会員は「本団ニ功労アルモノ又ハ一時金50円ヲ納付シタルモノ」、また、名誉会員は「学識名望アルモノ又ハ一時金100円以上ヲ納付シタルモノ」となっていた。役員については、団長1名、副団長2名、団長推薦による理事5名、支部団長が各支部1名、副支部団長1～2名、幹事および評議員が若干名、書記および会計(人数は示されていない)があるが、その選出方法については団則には明記されていない。ただ、役員はすべて名誉職であって、特別な場合のみ実費支給されるだけであった。

団長に就任したのは省馬であったが、その他の役員については不明な点が多い。2名の副団長が誰であるかはわからないし、理事や幹事、評議員なども不明であるが、幹部として名前のがあっている人びとには、嵐辺寿太郎、光内清禮(社会部主任)、植村政吾(裁縫部主任)、国沢三郎、溝渕信義、宮田実(自治新聞記者)、近藤豊行、森本緑、岡崎精郎、松下一之、大黒敏周などがいる。幹部のなかで水平社の活動家

でもあったのは嵐辺、国沢、宮田、近藤、森本、大黒であり、水平運動家が自治団の幹部の過半数を占めていたことが確認できる。

また、自治団団則には「本団ニ顧問又ハ相談役ヲ推薦スルコトアリ」と顧問や相談役の規定があるが、相談役として名前を連ねたのは、高橋是清、一条実孝、宮地久衛、中島資朋、有馬良橘、大庭二郎、酒井忠正、平沼騏一郎、赤堀郁太郎、犬養毅、下元鹿之助、坂本志魯雄、関屋忠常、大西正幹、中川節、北代実らであり、政治家、官僚、華族、軍人で占められていた。

次に、自治団の活動についてであるが、自治団が重きを置いていたのは融和促進であり、特に8月28日や3月14日の「記念日」には、自治団独自あるいは高知県公道会と協力しながらビラの撒布や路傍演説、自転車ないしは自動車遊説などを積極的にこなしている。新聞記事は、1928年8月28日と1930年3月14日の「記念日」における自治団の活動の様子を次のように報じている。

解放記念日の／自治団の活動⁹⁰⁾

28日^(ママ)開放記念日に自治団幹部は午前10時本部前を出発し数万のビラを撒布しつつ朝倉、伊野、川内、高岡、弘岡、^(にしぶん)西分、諸木、長浜、高須、大津、大篠、後免、立田、野市、吉川、赤岡、岸本、^(てい)手結、岩村、山田、大楠植村、長岡各方面を植村省馬、岡崎精郎、宮田実、近藤豊行、植村政吾、松下一之の諸氏部落解放、融和促進を絶叫し各所に於て多大の感動を与えた、尚夜間五丁目、榊形、堀詰各所にて熱烈なる宣伝演説をなし最後に榊形にて県地方課長一行と共に掉尾の熱弁を振るい、午後11時半散会した、殊に岡崎精郎氏は秋山村の素封家にして因襲に依る差別撤廃運動を続けつつある熱心家なるが、当日氏の懺悔的熱弁は非常なる

効果をもたらしたと

破れ、因襲の殻を／融和デーの自治団の
宣伝⁹³⁾

今日は第二回融和日で上本町一丁目に事務所を置く高知県自治団では幹部総出で東西二隊に分れ自動車に分乗して数万の宣伝ビラを各方面に散布し傍路演説を為して因襲打破を叫んだ。

このように華々しく融和宣伝をおこなった自治団であるが、宣伝活動としては機関紙の発行にも力を注いだ。自治団結成からは少し遅れるが、1928年10月13日に『融和新報』第一号（編輯兼発行人：国沢三郎）が発行される⁹⁴⁾。発行回数ははっきりとは示されていないが、代価が「一ヶ月15銭、一部5銭」とあることから、月3回の発行が予定されていたものと思われる。第1号の「創刊の辞」は発行の趣旨を述べたものであるが、そのなかで水平運動と対比しながら自治団の展開する融和運動の位置づけをおこなっている。

県当局に、すでにこの事業の為の団体、公道会あり、創立日遠く、県内における該事業の功績多大、今や益々奮励の大なるものがある。吾等はこの敬意を致すと共に自らも又立ちてその驥尾に附し、彼は官、我は野に在りて、相呼応して、県下に一彩の力を致し、一日も早く融和の完成を期するものである。

かくの如くにして、我等の運動は、かの水平運動では無い。水平運動は既にその第一次的的使命を終へた。吾等はいたづらに開放を叫び、糺弾をことゝし、自己の反省と向上を忘るゝ、空粗なる過激主義を取らない。開放と共に自己の修養に務め他の悪を

糺弾する前に、自己の悪を糺弾し、自己を「何人も尊敬せざるを得ざる者」と研磨し、自治の実績を上げ、以つて差別者の覚醒を促し、融和の実現を極力期するものである。

水平運動については「第一次的使命」を終えたとし、いたづらに解放をさげび、ひたすら糺弾をおこなう水平社のあり方を批判し、解放とともに「自己の修養」につとめて自己を「何人も尊敬せざるを得ざる者」まで高めることを第一義的な課題としていた。ここでの「自己」とは被差別部落民のことであり、差別の対象となる自分たち部落民が自己修養を経て誰からも差別されない、尊敬される者となることを前提として、「差別者の覚醒」が可能となると考えたのである。この点は、出発点として「内」の改善を最優先課題とする省馬の考え方が反映しているものと思われる。ただし、水平運動から距離を置いていることのみで、官製の融和団体である高知県公道会と同一歩調で運動をすすめていったと考えることは適切ではない。確かに、県公道会に対して「吾等はこの敬意を致すと共に自らも又立ちてその驥尾に附し」と、敬意を表して公道会に追従するような素振りを見せてはいるものの、「彼（県公道会のこと…筆者）は官、我（自治団のこと…筆者）は野に在りて、相呼応して、県下に一彩の力を致し、一日も早く融和の完成を期す」と、あくまでも公道会は公道会、自治団は在野において差別撤廃に取り組むと別々の道をことさら強調しているようにも思われる。実際、「記念日」における融和宣伝活動のように、一致できる場合には共同歩調をとっているものの、見解の異なる別の局面では県公道会との対決も辞さない姿勢を見せており、衝突することもしばしばであった。この点はあとでふれる。

なお、『融和新報』創刊号には多くの祝辞や

部落問題に関する記事や論評が掲載されているが、そのなかには高知県公道会からの祝辞のほか、県立学校長三名の祝辞、宮地久衛からの祝電なども含まれている⁹³。

自治団の機関紙として現在確認できるのは、『融和新報』創刊号以外には『融和新報』の改題紙として発行された『自治新聞』第3号(1929年12月22日発行)と第4号(1930年1月22日発行)のみである⁹⁴。ただ、『自治新聞』第1号は1929年10月22日に発行され、「敢て公道会諸公に訴う」との公開状を掲載したとのことである⁹⁵が、紙面は保存されていないので、内容については不明である。なお、『自治新聞』(編輯兼発行人は植村省馬)も代価は「一ヶ月15銭」であったが、第1号が10月、3号が12月、4号が1月の発行であることから、『融和新報』とは異なり、月1回の発行であったと考えられる。『融和新報』を『自治新聞』と改題した理由については、第3号の「改題…高知県自治団機関紙融和新報は融和時報内鮮融和新聞等と間違ひを生ずるを以て爾後自治新聞と改題致しました、態度…従来融和問題専門の態度を改め、自治団独自の立場から政治経済、文芸、社会等の忌憚なき批判と評論を発表し融和解決へ進軍する事をお誓ひ致します」との社告によって明らかである。

『自治新聞』第3号のトップ記事を飾ったのは、「県公道会の醜事件／共同浴場の調査に対する／公道会某主事の／虚偽報告に絡る醜聞」と題する、県公道会主事の収賄事件に関するスクandal記事であった。長岡村の被差別部落の一浴場が焼失したため、その改築資金を県からの補助金でまかなうこととなり、県公道会の主事が浴場調査をおこなって共同浴場としての補助を認定したのである。ところが、他にも浴場があるのに、一浴場のみへ県からの補助金全額を渡すのはおかしいということになり、公会

堂への寄付をおこなうという条件で決着をみたのだが、そこに公道会主事による度重なる「饗応」が絡まっていたため問題視されたのである。機関紙に掲載する以前に、その主事に事実関係について確認した形跡はないため、記載された内容が事実かどうか不明な点も多いが、ともかく自治団が機関紙をつうじて公道会主事の対応を問題とし、「虚偽報告に絡る醜聞」と断定したのである。これは自治団と公道会との信頼関係に亀裂が生じていることを如実にあらわしたものである。

『自治新聞』第4号のトップ記事は「頻々たる差別事象」で、自治団が部落差別に対して強い対決姿勢をとっていたことを示している。ことのはじまりは、帰り道を急ぐ^{いっく}一宮村の被差別部落民が高知市内の路上で知人と出会い、いっしょに帰ろうとした時に、その知人が「〇〇の子とわ帰んぞや」と差別発言をしたことである。言われた本人が注意すると、その知人は差別発言を繰り返すので、ついにはつかみあいの格闘となって、そのまま二人とも警察官によって高知署に検束されたのである。しかし、それでは終わらなかった。翌日一宮村融和実行委員が高知署に行き、二人を引きとって帰ろうとすると、剛力自慢の差別者はまたしても喧嘩を吹きかけ、仲裁に入った融和実行委員に日当5円と酒肴料を要求し、融和実行委員がしぶしぶ認めると、では仲直りの宴ということになった。しかし、またしても差別発言をおこない、注意すると腕力を振う始末で、融和実行委員らはやむなくそのまま引き上げたのである。融和実行委員は高知署に行く前に県公道会に差別事件の解決方を依頼していたので、数日間は公道会の善後策を期待して待っていたが、公道会が何等の方策も講じないため、自治団本部にことの顛末を報告したのである。話を聞いて、自治団から省馬と宮田実、光内清禮の三人がただちに高知

署を訪れ、乾部長と一宮村を訪問して調査をおこない、円満解決を図るべくすばやく行動を開始した。『自治新聞』は「高知署特高係と自治団協力して調停大に勉む」と、警察と協力しながら、差別事件の解決を図るという自治団の方針を掲げている。

次に自治団の財政基盤であるが、団則第5条に「本団ノ資産ハ団員拋出補助金活動写真其ノ他ノ収入ニ有ル」と団員の拋出金や補助金などでまかなうことになっていたものの、実質的には自治団の運営資金の大半は省馬の収入と資産に依存していた⁹⁹。そのため、省馬の収入が減少すると運営が厳しくなり、省馬が資金確保のために県外での灸治活動に専念するようになると、逆に高知県内での自治団の活動に支障を来すこととなり、いずれにしても資金の枯渇は自治団の活動の制限につながっていった。

3 高知県公道会との対立

すでに見てきたように、自治団と県公道会との間には齟齬が生じていたが、対立が決定的となるのは一条実孝(公爵)来高をめぐることであった。省馬は融和団体同愛会の設立に深くかかわった井上櫻村をつうじて一条実孝と知り合う⁹⁹が、1929年4月には一条の邸宅を借りて4日間華族を相手に灸治をおこなうなど、短期間のうちに二人は親密な関係となっていった。そして、同年11月25日には一条の来高が予定されるが、一条の息子の病気などによって延期となっていた。

同年12月に再度上京した省馬は一条に翌春の高知訪問の約束をとりつける。この時、一条実孝から「四海兄弟」の揮毫をもらい、色紙として頒布する⁹⁸のだが、県公道会にとっては公道会抜きに一条の来高をおしすすめる省馬らは邪魔な存在としか映らなかったようである。一条

の来高直前に、県公道会は「近來融和事業を行うと称し何々団(会)等の名称を用い団員(会員)並に事業資金の募集等をなす者あるもこれ等の多くは融和事業は単に口実に過ぎず事實は募集したる寄付金を以て自己の生活費にあて甚だしきは善からぬ費途に消費し延ては本事業の促進を妨ぐる事尠ならず」と融和事業に名を借りて私利私欲に走る団体への警告と注意の喚起をおこない、さらには「近く來県の噂ある一條公爵の揮毫販売に関しても本会は何ら関係なき次第」と、直接名指しこそしなかったものの、明らかに省馬らの自治団を正当な融和団体とは認めないという態度であった⁹⁹。したがって、一条実孝の来高は省馬の個人的要請によるものであるため、県公道会としては関知しないという姿勢でことに臨んだのであった。

1930年4月7日、井上櫻村らを同伴して船便でやってきた一条実孝はこの日のためにわざわざ新築した省馬の邸宅で一泊し、翌日中村へ出かけた。自邸に公爵の一条を迎え入れることができたことを省馬がいかに感激したかは「公爵さまを迎へて感激する植村君」と題する新聞記事¹⁰⁰によくあらわれている。そこには、一条と並び写真におさまっている省馬の姿も見られ、「公爵がわれ〜如き者の家へ泊ってくれるというのは全く前代未聞の事で単に此の一事実だけでも融和事業に対して非常な効果を齎らすものであると考へます…(中略)…此の上は一意専心融和事業のために奮闘して公爵の好意に報ひたいと考へています」との談話も掲載されている。省馬は自宅前で撮影した別の記念写真を1933年5月21日発行の『聖和新報』第1号の一面左上に「思想善導は御聖旨の普及徹底にありと特に融和問題に御指導を垂れ賜る融和の神公爵一条閣下。植村省馬氏邸に御投宿記念撮影」の説明文とともに掲載しており、省馬の人生にとって一条の来高は「一世一代の光栄」であっ

た。

ただ、逆に高知県公道会との溝は一層深まり、高知新聞の「小社会」欄は「県公道会と高知県自治団との軋轢は過般の一条公来県によつていよ—極端になつた」として、「昔から喧嘩して得の行つた、めしが無い、宜しく互に仲良く提携してはどうだ」と両者の仲直りを促すコメントを載せている⁴¹⁾。ただ、「小社会」は高知県公道会に批判的で、料理講習会を例に挙げて、「新しい料理の仕方を教へる前に先づ如何にして料理の材料を買はしむべきかについては考慮すべき」とし、さらに講習会が昼間に設定されていることも問題視して、「モット実情に即した事業をヨリ以上に考へて欲しい」と、上滑りの公道会の事業を痛烈に批判している⁴²⁾。

おわりに

以上、高知県自治団の組織および活動について概観してきたが、最後に自治団の活動の特徴について整理しておきたい。

自治団のめざすところは部落差別撤廃であり、そのために「内」に覚醒を、「外」に融和を求める運動を展開した。「名士」の賛同を得ることは重要な要素ではあったが、補助金などを「官」に依存して運動をすすめるという姿勢は最後までとらなかつた。その意味で、自治団は最初から最後まで、在野の自主的融和団体であり続けたと言えよう。

自治団が結成される以前、高知県でも部落単位もしくは町村単位での融和団体は数多く存していたが、自治団のように高知県全体をその活動範囲として部落差別撤廃に取り組んだ融和団体は県公道会を除いて他にはなかつた。まさに「官」の公道会に対する「野」の自治団である。つまり、自治団は官製の融和団体である高知県公道会（1919年結成）と高知県水平社（1923年

結成）のどちらにも与せず、それぞれと一定の距離を保ちつつ、終始在野で自主的な活動をおしすすめたのである。理想的には水平運動とは距離を置いていたが、かといって県公道会と一体化した活動を展開したわけではなく、対立することもしばしばであった。

自治団の活動を担った人びとのなかに、高知県水平社の活動家が多く見られた。これはひとつには高知県の水平運動が1926年をピークとして停滞期に入っていくのと軌を一にしていた。水平運動に参加していた人びとがその活動の場を失うなかで、新たな活動の場を自治団のなかに見いだしていったとも考えられる。それらの人びとは嵐辺寿太郎や国沢三郎、宮田実、近藤豊行、大黒敏周などであったが、高知県水平社の委員長をつとめた国沢亀や藤沢行俊は自治団の活動には参加していない。つまり、同じ水平運動家でも自治団に参加した人びとと参加しなかつた人びとにわかれているのである。国沢亀や藤沢行俊がともに政友会の院外団として活躍するのが自治団結成時期と同じであることから、政治へのかかわりの程度の差が自治団への参加の有無を左右した可能性も考えられる⁴³⁾。いずれにしても多くの水平運動家が自治団に加わったことは水平運動から融和運動への流れに拍車をかけたことだけは確かである。実際、高知県公道会の主催する融和事業協議会や融和事業従事員講習会に、かれらが積極的に参加したことが確認できる⁴⁴⁾。

また、自治団の相談役に高橋是清、一条実孝、宮地久衛、平沼騏一郎、赤堀郁太郎、犬養毅、下元鹿之助、坂本志魯雄、大西正幹など、多くの「名士」が名を連ねている。省馬とかれらとの結びつきは、多くは「灸術」を介してのようであるが、「各界名士」を顧問や相談役、賛同者として名を連ねさせるのは省馬得意の手法であった。「名士」を賛同者にすることによって、

部落問題に抵抗のある人や距離を置こうとする人びとの関心を引き寄せようとしたのである。確かに、その効果は大きく、新たな場所で差別撤廃の講演会を開催する時などは有利に働いている。ただし、「名士」の内訳をみると、政治家、官僚、華族、軍人に集中しており、財界人を賛同者に組み入れることは十分ではなかったが、それはとりもなおさず、自治団の財政基盤の不安定さに結びついていた。

註

- (1)手島一雄「融和政策と融和運動」(黒川みどり編著『部落史研究からの発信』第2巻近代編、部落解放・人権研究所、2009年)は1990年以降の融和政策・融和運動についての研究史を整理しているが、そのなかの「地方融和運動・政策の研究」の項において取り上げられているのは和歌山県同和会や神奈川県青和会、山口県一心会、兵庫県清和会など官製の融和団体のみである。
- (2)1926年5月11日に結成された自治正義団については、小正路淑泰「自治正義団史論」(『部落解放史ふくおか』第66号、1992年)が詳しい。人間社は、山本正男らによって1922年2月11日に結成された島嶼連盟が結成1周年に際して改組して誕生した組織であり、朝治武「解説 山本政夫の生涯と思想」(『山本政夫著作集』大阪人権博物館、2008年)や守安敏司「全国水平社と山本正男」(大阪人権博物館編『近現代の部落問題と山本政夫』解放出版社、2009年)がこの人間社をとりあげている。なお、人間社という名称こそ使用していないものの、同じ宣言・決議については、天野卓郎『大正デモクラシーと民衆運動』(雄山閣出版、1984年)や沖浦和光『島に生きる一瀬戸内海民と被差別部落の歴史一』(広島県豊町、1998年)も紹介をおこなっている(割石忠典氏のご教示による)。
- (3)朝治武・黒川みどり・関口寛・藤野豊『「水平社伝説」からの解放』110頁(かもがわ出版、2002年)。なお、この朝治の評価に対して、守安敏司は「水平社運動の展開」(前掲『部落史研究からの発信』第2巻、222頁)において、自治正義団の意義を認めつつも、「独立系水平社」との規定については慎重とすべきとしているが、同感である。
- (4)前掲朝治「解説 山本政夫の生涯と思想」687頁、およ

ただ、自治団は組織的にも財政的にもあまりにも多くのことを省馬個人に依存し過ぎていた。したがって、財政難打開のため省馬が高知を離れていくと、その活動は自然に停滞していくことになった。省馬は1927年以降、植村仁川と称し、全国各地をまわって灸治活動をおこない、1930年代には活動領域を高知県外に求めていくようになる。そうすると、自治団の活動も自然消滅の形で終わりを告げることになる⁽⁴⁾。

び守安敏司「全国水平社と山本正男」115～116頁。

- (5)橋詰延寿『植村省馬翁』高知県友愛会、1954年。
- (6)熊沢徹郎「高知県部落解放運動家群像(5)―植村省馬一」(高知県部落史研究会会報『高知の部落史』第96号、1998年12月26日)
- (7)高知県教育センター同和教育研究部編『植村省馬資料集』(日高村、1986年)。
- (8)難点は、橋詰の記述した地の文と関係者の回想とが混在して区別がつきにくく、少し読みづらくなっていることと年代の記述に誤りが見られることである。
- (9)廃屋に残されていた資料の大半は、高知県教育センター同和教育研究部が預かり保管していたが、1998年9月の集中豪雨による高知県教育センターの一階部分への浸水と、二度にわたる引っ越しによって、資料の一部が失われてしまっている。残りの資料については、高知市立自由民権記念館に寄贈され、「植村省馬関係資料」として資料整理が終わったところである。資料目録と解題は『高知市立自由民権記念館紀要』第21号(2013年)に掲載予定である。
- (10)拙稿「在野の融和運動家・植村省馬(1)～(3)」(京都部落問題研究資料センター通信)第28号～第30号、2012.7.25～2013.1.25)。
- (11)前掲『植村省馬翁』4頁。
- (12)1923年3月「洋服裁縫学院設立趣意書」(「植村省馬関係資料」)。

洋服裁縫学院の実績については、「昭和二年十二月高知市役所ニ報告ノ書類」に次のように記されている。

 - (1) 講演会開催一市七郡下ニオイテ75回
 - (2) 洋服裁縫無料出張教授四回講習生231名
 - (3) 無産青年団婦人会振興ノ為メ寄附額300円
 - (4) 青年団ニ対シ武道防具寄附8人分(120円)

- (5) 県公道会ノ講演会開催ニ対シ余興費寄附額55円
- (6) 無料活動写真開催拾式回此ノ経費360円
- (7) 授産生ノ生命保険加入補助672円
- (8) ソノ他印刷物ノ配布宣伝等
- 13)1925年7月「趣意書」(「植村省馬関係資料」)。
- 14)社会部という呼称は新聞記事に見られ、森岡深太も社会部長を2年間つとめたと証言している(前掲『植村省馬翁』38~39頁)。
- 15)『高知新聞』1925年10月16日。
- 16)山本正美はのち日本共産党の書記長をつとめるが、当時は高知県水平社の活動家と「秘書」の両方をつとめていた。ただし、省馬の「秘書」時代は山本はマルクス主義者ではなく、彼がマルクス主義を信奉するようになるのは1925年に大阪府水平社に出入りするようになってからのことである。高知県で活動している時期はボル派とは距離を置いていた。拙稿「高知県水平社運動の軌跡」(『水平社運動史論』解放出版社、1986年)を参照。また、山本は高知時代のことはほとんど語っておらず、自伝『激動の時代に生きて』(マルジュ社、1985年)でも「私には労働運動に参加する前の16歳から18歳ごろまでの、水平運動に参加した時代があり、この時代の出来事、ふれあった人々についても忘れたい思い出が多々ある」(同書、261頁)と記しているだけである。
- 17)前掲『植村省馬翁』38~39頁。
- 18)前掲『植村省馬翁』42頁。
- 19)『高知新聞』1926年6月7日。なお、高知県水平社連盟大会の様子については、拙稿「高知県水平社と国沢亀」(『部落解放研究』第191号、2011年3月)を参照のこと。
- 20)『高知新聞』1926年6月7日。
- 21)縄田検事と山本検事正はともに不在のため、あらためて日時を設定して面談することとなるが、その後の経過は不明。
- 22)前掲『植村省馬翁』29頁。発会式当日の様子が詳細に記されているが、よく見ると不自然な個所も見られる。たとえば、1924年3月段階では宮地久衛はまだ大佐にはなっていないこと、高知県に社会課が設置されるのは2年後の1926年7月であること、3月14日が「融和デー」(国民融和日)となるのは1930年だという点である。また、風辺寿太郎が中村町を離れて、省馬のもとで活動するようになるのは1928年のことであると風辺自身が証言している(前掲『植村省馬翁』50頁)。
- 23)『土陽新聞』1927年7月7日。
- 24)省馬の名刺は異なるものが10数枚あるが、「自治団」の名の入ったものは2枚で、もう1枚の名刺には「高知洋服裁縫学院主」の肩書の前に「高知県自治団長」という肩書が記されている。なお、省馬の名刺や省馬が交友関係のあった人びとから受け取った名刺は、「植村省馬関係資料」にある。
- 25)「趣意書」、「綱領」、「決議」、「団則」、「機関紙」はすべて「植村省馬関係資料」による。「宣言」は出されていないが、「自治団申合」46項目が策定されている。この「自治団申合」は部落改善に取り組む際の改善細目とほぼ同じで、「1、朝寝を止めて早起をして昼寝をせぬやうに致しませう」にはじまり、風俗、習慣、貯蓄、衛生などの改善を呼びかける内容となっている。非常に細かい改善項目であるが、自治団がどの程度この「自治団申合」の実現を図ろうとしたのかは不明である。
- 26)御聖旨奉賛会については、前掲『植村省馬資料集』29~59頁に趣意書や賛助員名が掲載されている。
- 27)前掲小正路「自治正義団史論」。
- 28)『人類愛』は2種類あり、ひとつは奈良県で「水平社宣伝部」の発行のものが創刊号(1923年11月発行)のみで、もうひとつは全関東水平社青年連盟本部発行のもので第一輯(1926年4月発行)の口絵には有馬頼寧揮毫の「人類愛」の書が掲載されている。また、広島県における自主的融和団体の人間社もその「宣言」のなかで、「人類愛の巖頭に起ち、力の限り戦つて見よう」と記している。
- 29)「私等自治団／＼内的改良が眼目＝植村省馬」の見出し記事(『土陽新聞』1927年8月29日)。
- 30)『土陽新聞』1928年8月30日。
- 31)『土陽新聞』1930年3月15日。
- 32)『融和新報』第1号は「植村省馬関係資料」にあり、『植村省馬資料集』の附録として復刻されている。ただし、創刊号は4頁のうちの前半2頁分しか残っていない。
- 33)創刊号(2頁分)の内容は次のようなものである。
- 創刊の辞
祝発刊之辞(高知県公道会)
融和新報の発刊を祝して(高知県住人 北代実)
発刊を祝して(県立高知城東中学校長 善波功)
所感を陳べて祝辞に代ふ(城北中学校長 村上俊江)
融和新報の発刊を祝す(高知県師範学校長・高知県立高知第二高等女学校長 糸賀国次郎)
祝発刊(植村裁縫学院顧問 MN生)
宮地連隊長激励の電報

本誌発行の趣旨

部落問題ノ国策確立ニ関スル建議

臨時県会を評す（宮田鶴童）

融和に就いて（山岡尚敬）

汝等目を醒せ（岡崎精郎）

祝発刊（個人名の広告：県知事、衆議院議員など著名人）

34)ともに、同志社大学所蔵の複写資料を利用した。

35)前掲『植村省馬翁』74頁。

36)橋詰は「全経費は翁自身が出したものである」と記している（前掲『植村省馬翁』29頁）。

37)そのいきさつについては前掲『植村省馬翁』55～56頁に詳しい。なお、井上櫻村の経歴については不明な点が多いが、前掲「在野の融和運動家・植村省馬(2)」でも若干言及したので参照のこと。

38)『自治新聞』第4号には一条揮毫の「四海兄弟」の書が掲載されており、一条の許可を得て、頒布することになったとある。実際には、「高知県自治団長 植村省馬」名で「公爵一条実孝閣下御真筆頒布御挨拶」と題する宣伝文を作成している（前掲『植村省馬資料集』72頁）。

39)『高知新聞』1930年4月5日（前掲『植村省馬資料集』251頁）。

40)『高知新聞』1930年4月9日（前掲『植村省馬資料集』253頁）。

41)『高知新聞』1930年4月18日（前掲「植村省馬関係資料」）。

42)『自治新聞』第4号には、一女性の手記「融和事業と悲惨な母の嘆き」の一文が掲載されている。そこでは、融和事業や内部自覚のきれいごとに対して、悲惨な生活にもっと目を向けよと呼びかけ、「無論、流行を追ふ衣装を纏ふた御婦人方の集会や料理の講習など気まぐれ者の閑つぶしに行く程の余裕はありません、寸刻を惜んで手内職にいそしみ生活の足しに一生懸命なのです」と婦人講習会や料理講習会の無意味さを指摘している。

43)拙稿「高知県水平社の政治運動への進出」（『水平社博物館紀要』第14号、2012年）

44)1928年5月に高知県内7カ所で開催された融和事業協議会には国沢三郎、富永栄枝、大黒敏周、溝淵信義の名が見られる（『公道』第2巻第8号、1928年6月）。また、1928年10月12日より3日間五台山竹林寺で開催された融和事業従事員講習会には省馬をはじめ、国沢三郎、岡崎精郎、宮田実、大黒敏周、溝淵信義が参加している（『土陽新聞』1928年10月18日）。

45)現在その活動が確認できるのは、1930年までである。